

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 相続人が受け取った退職金

Q : サラリーマンであった夫が死亡してから3カ月後に、相続人である私は、会社から夫の退職金を受け取ることになりました。

ところで、この退職金に所得税がかかるのでしょうか。

A : 相続税の課税対象になりますので、所得税はかかりません。

【解説】

死亡前に確定した退職金は退職所得として所得税が課税されますが、死亡を原因として退職した者に支給されるべきであった退職手当等で、その死亡後に支給期の到来するもののうち、相続税の課税価格計算の基礎に算入されるものについては、所得税は課税されないことになっています。

この相続税の課税価格計算の基礎に算入される退職手当等は、その支給が被相続人の死亡後3年以内に確定したものに限定されています。

ちなみに、被相続人の死亡後3年経過後に支給が確定したものについては、相続税ではなく、一時所得として所得税が課税されることとなります。

このように、死亡した者の遺族に支給される退職手当等については、その支給期が、被相続人の死亡の前であったか死亡の後であったかによって課税上の取扱いを異にしています。



KIMIYO-I